

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成30年2月5日（平成30年（行情）諮問第64号）

答申日：平成30年3月26日（平成29年度（行情）答申第540号）

事件名：「艦船と安全」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『艦船と安全』2017年7～8月号。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、次の2文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

文書1 艦船と安全 2017年 7月号（1枚目ないし5枚目）

文書2 艦船と安全 2017年 8月号（1枚目ないし5枚目）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年11月6日付け防官文第16114号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1) 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

(2) 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

(3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術

的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

(4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

(5) 一部に対する不開示決定の取消し。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として「艦船と安全」2017年7月号及び2017年8月号の2文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成29年11月6日付け防官文第16114号により、2017年7月号及び2017年8月号のそれぞれ1枚目ないし5枚目について、法5条1号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

2 本件対象文書の電磁的記録について

本件対象文書は、「艦船と安全」の印刷・製本業務を委託している印刷業者から納品された冊子及び当該冊子から作成したPDFファイルの電磁的記録であり、本件対象文書の外に電磁的記録は保有していない。

3 法5条該当性について

本件対象文書において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりである。

4 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録が存在すれば、それについても特定するように求めるが、本件対象文書の取扱いは上記2のとおりであり、PDFファイル形式以外の電磁的記録は保有していない。

なお、審査請求人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことか

ら、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

- (2) 審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、情報公開法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報等については、防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しない。
- (3) 審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、本件審査請求があった時点においては、審査請求人は複写の交付を受けていない。
- (4) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定処分の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性について十分に精査した結果、その一部が別表のとおり同条1号に該当することから、当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 以上のことから、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月23日 審議
- ④ 同年3月22日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書1及び文書2である。

審査請求人は、原処分の取消し及び本件対象文書の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条1号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確

認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書は、艦船に対する安全指導の徹底及び隊員の安全意識の高揚を図り、事故防止に資することを目的として、海上自衛隊護衛艦隊司令部（以下「司令部」という。）が編集及び発行した部内向けの文書である。

イ 司令部は、本件対象文書の原稿として寄稿者から電子メールで寄せられた電磁的記録並びに司令部が作成した表紙及び巻頭・巻末の電磁的記録を編集してＣＤ－Ｒに保存し、「艦船と安全」の印刷・製本業務を委託している印刷業者に渡し、当該業者によって最終的に印刷及び製本された冊子を納品させている。

ウ 上記ＣＤ－Ｒについては、上記イの冊子の納品の際に、製本版のＰＤＦ形式の電磁的記録が保存された状態で印刷業者から返却されることから、隊員の利便性を考慮し、当該ＰＤＦ形式の電磁的記録を部内イントラネット上の掲示板に掲載している。

なお、上記ＣＤ－Ｒ及びそれに保存されている電磁的記録については、上記ＰＤＦ形式の電磁的記録の部内イントラネット上の掲示板への掲載後、保存する必要がないため、廃棄した。

エ 本件対象文書は、印刷業者から納品された冊子及びＰＤＦ形式の電磁的記録であり、本件対象文書の外に電磁的記録は保有していない。

オ 原処分にあたっては、確実を期すために文書管理を行っている司令部において、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行い、本件対象文書の外に電磁的記録を保有していないことを確認した。

さらに、本件審査請求を受け、再度、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の外に電磁的記録は確認されなかった。

(2) 本件対象文書の作成方法及び利用方法を踏まえると、紙媒体及びＰＤＦ形式の電磁的記録の外に本件請求文書を保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点はなく、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

別表の番号1及び2欄に掲げる不開示部分は、自衛隊員の写真の顔部分及び自衛隊員の家族の氏名である。

当該各部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該各部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示と

することが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別表

(1) 艦船と安全 2017年 7月号 (1枚目から5枚目まで)

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	2枚目及び3枚目それぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。）並びに4枚目の寄稿者の氏名	個人に関する情報であり，特定の個人を識別することができることから，法5条1号に該当するため不開示とした。

(2) 艦船と安全 2017年 8月号 (1枚目から5枚目まで)

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
2	2枚目及び3枚目それぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。）並びに5枚目の寄稿者の氏名	個人に関する情報であり，特定の個人を識別することができることから，法5条1号に該当するため不開示とした。